

ICA 理事会の見解

Americo Usami (2001 年 12 月 1 日)

訳：堀越真紀子 (協同総合研究所)

ICA 理事として、2002 年 6 月に開催される第 90 回 ILO 総会での討議のために再提起される「協同組合の促進に関する勧告案」に対する理事会コメントを紹介することにうれしく思います。

総体的コメントとして ICA が強調したいことは、協同組合に関する ILO 勧告が効果あるものとなるためには、特に国の役割に関して協同組合が機能を果たし成功することのできる条件の保障に焦点を当てねばならないということである。この勧告は、ILO 加盟国に対して参照となる枠組を長期政策に提供する必要がある。したがって言語やコンセプトの時間制限を無効とする。そして性格や範囲においては包括的でなければならず、全タイプの協同組合組織のニーズに対応する柔軟性を持たねばならない。

この文書を確実に明快なものとするために、考慮を要する箇所が多数ある。一般的なことばづかいとして、この勧告では矛盾のない簡潔なことばづかいを使用し、反復をせず、より規則的でなければならない。これらの目的を実行し、だれが行なうべきかを明示するため、その目的と方法をはっきり正確に述べるべきである。そして(勧告文を)完全なものとするべきであり(特に協同組合の法律上の論点に関して)その提案において、より閉鎖的であるべきでない。この論点は以下でより詳細に明らかにされている。

その他の重要箇所は協同組合の定義についてである。会員組織である ICA としては協同組合の定義を再審議することに異議なく同意し、強く ILO に再考することを主張する。われわれの見解では、ICA 協同組合アイデンティティ声明にある国際的に承認されている協同組合の定義が、2001 年 12 月の国連総会で採択される国連ガイドラインと同様に ILO の文書においても定義されるべきである。このことは、国連とその機関、協同組合運動の代表組織との両者によって確実に定義の一貫性を確保することとなり、政府の協同組合に対する理解を促進するであろう。

会員組織である ICA はまた、次のことを要求する。より詳細な協同組合の原則と価値の意義を容易に理解するために、その価値と原則が目録に記載されるべきということのみでなく、ILO 加盟国がそれを調べることができるように ICA 声明がなんらかの形で言及されるべきである。さらに、この ICA 声明には協同組合の願いにとって非常に重要な倫理的価値が含まれ

ている。しかしILO勧告にこの点は現在含まれていない。

1. 最も重要な論点として、確実に一貫性を持たせ、反復を避け、より系統的にするために、1度次のことを述べるべきである。例えば、
勧告の普遍性：協同組合活動の全分野と全ての国の双方に対して適応可能かどうか。
協同組合の平等な扱い・非差別原則：協同組合員が差別なく平等に扱われることが、この原則に加えらるべきである。
勧告の一般目標：現在第7パラグラフで述べられている勧告の一般的な目標が、最初に述べらるべきである。

前述の長所に加えて、このようなアプローチはこれらの論点を説明する上で、(勧告を)より精密なものとする機会をつくりだすであろう。

2. 難解なことばづかいは別にして、目的・ポリシーと方法との間に混乱が生じている。そして章で述べているように、実行方法は11.(2)から欠落しており、(3)に明記されている。さらに、第6パラグラフの問題に関する法制は、8(1)(b)と10.(1)にあるような施策であるが、ことばづかいが異なっている。
3. 言及する上で、だれが新しい勧告の下で活動を期待されるのかを示す明快な文体が必要である。

さらにICAは、以下のように改正されるのなら、この勧告が強固なものとなると確信する。

1995年の協同組合のアイデンティティにおけるICA声明と今度の国連ガイドラインを参照した上で、新しい勧告に含むことは有益なことであろう。3つの文書は全て互いに補完しているものと解釈されるべきである。

協同組合法のより詳細な項は含められるべきである。協同組合法制は現在十分な手段ではないが、協同組合政策を実行する上で必要なものの1つである。

提案をつうじて使用されている「促進」ということばの説明に関して。これは協同組合の自治に関連して説明されるべきである。すなわち、促進とは、やがては促進というものを無用のものにする自立的な存続・自助の潜在能力を培うことを目的としなければならない。中でも、協同組合の潜在能力と釣り合いが取れている必要がある。

立体的機構を創出することによって、協同組合運動の自治強化を目指す施策が同様に掲げられれば、それにこしたことはない。

最後に、ICAは次のことを留意したい。ILOが全ての文書をつうじて労働基準を促進するべきということとを十分に理解すると同時に、協同組合促進においてILOが全タイプの協同組合法を扱う特別委任された権限、および国際組織に関して全面的に委任された権限を持つとして、協同組合に関するこの文書は協同組合に焦点を当てるべきである。